

戸田市男女共同参画推進条例の概要

「誰もが、それぞれの違いや多様な生き方を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することで、豊かでいきいきと暮らせるまち」を目指し、戸田市では、「戸田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

条例の趣旨を多くの人に知っていただきたいとの思いから、読みやすくやさしい表現にすることに留意し、文体を「ですます調」で表記しています。

また、性自認、性同一性などで悩みを抱えている人もすべて含めた条例にしたとの思いから、本文におきましては、「男女」の表現を控えています。

本条例においては、基本理念、市民・事業者・市の責務、禁止事項、男女共同参画計画の策定、男女共同参画推進委員会、苦情申立てなどについて以下のとおり規定しています。

【基本理念】（第3条）

以下の7つを基本理念として掲げています。

○人権の尊重

性別や性的指向、性自認による差別や暴力をなくし、個人としての人権が尊重されること。

○多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担の意識にとらわれず、個性と能力を発揮して、自らの意思と責任により多様な生き方を選べること。

○参画する機会の確保

性別や性的指向、性自認に関わらず、社会の活動方針の立案・決定に参画する機会が確保されること。

○男女共同参画意識の教育

学校教育や生涯学習などのあらゆる教育の場で、男女共同参画意識をつくる取組が行われること。

○家庭生活と職場・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）

家族の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護などの家庭生活と職

場・地域活動の調和がとれた生活を営むことができること。

○性に関する理解と性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重

性に関する理解を深め、妊娠や出産などの性と生殖に関する健康と権利が、生涯尊重されること。

○国際社会・国内での取組の理解

国際社会や国内で行われている男女共同参画に関する取組を積極的に理解すること。

【市・市民・事業者の責務】（第4条、第5条、第6条）

市、市民、事業者についての責務を規定しており、それぞれが連携・協力し合っていくことを定めています。

○市の責務

男女共同参画を推進する取組を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制を整備すること。

○市民の責務

男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域などで、その推進に努めること。

○事業者の責務

男女共同参画について理解を深め、事業活動で推進し、従業員が家庭生活と職場・地域活動の調和がとれた生活ができるように努めること。

【禁止事項】（第7条）

配偶者等への暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いなどの性に関する人権侵害の禁止や性別による固定的な役割分担の意識を助長したり、是認させたりする表現を用いないよう配慮するよう規定しています。

【男女共同参画計画の策定】（第 8 条）

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である男女共同参画計画を策定することなどを規定しています。

市は、男女共同参画計画を策定して公表することとし、男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ戸田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くこと、また、市は、毎年 1 回、男女共同参画計画に基づく男女共同参画に関する施策の実施状況を公表することを規定しています。

【男女共同参画推進委員会】（第 1 5 条）

男女共同参画の推進について調査、審議をするため、戸田市男女共同参画推進委員会を置き、男女共同参画の推進に関する事、男女共同参画計画に関する事、その他男女共同参画の推進について必要な事項について調査、審議する旨を規定しています。

【苦情申立て】（第 2 1 条）

市民や事業者は、市長に対し、市が関与する男女共同参画に関する施策について苦情を申し立てることができることや、市長は前項の規定による苦情の申立てがあったときは、必要に応じ男女共同参画推進委員会の意見を聴いて処理することを規定しています。

その他、調査研究と広報や啓発（第 9 条）、教育に対する支援（第 1 0 条）、家庭生活と社会活動の調和（第 1 1 条）、災害等への対応における配慮（第 1 2 条）、積極的改善措置（第 1 3 条）、拠点の整備（第 1 4 条）などについて規定しております。